

国立大学法人東京農工大学フルタイム契約職員の年俸制給与に関する細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (諸手当) 第4条 年俸制適用職員の諸手当は、住居手当、通勤手当、特 地勤務手当、特殊勤務手当、超過勤務手当及び宿日直手当とし、 別に定めるところにより支給することができる。 2 前項の諸手当は、非常勤職員給与規程第7条から第12条の規 定をそれぞれ適用し、又は準用し、支給する。 3 (略)</p>	<p>本則 (諸手当) 第4条 年俸制適用職員の諸手当は、<u>管理職手当</u>、住居手当、通 勤手当、特地勤務手当、特殊勤務手当、超過勤務手当及び宿日 直手当とし、別に定めるところにより支給することができる。 2 前項の諸手当は、非常勤職員給与規程第6条の2から第12条 の規定をそれぞれ適用し、又は準用し、支給する。 3 (略)</p>	

附 則(令和2年4月1日細則第7号)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。